

約 款

手配旅行取引条件説明書面（旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面）

(当社が、会員様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、ご予約確認書に記載する以外はつぎの通りとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。)

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」とは、当社が会員様の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行の種類

旅行は日本国内のみを旅行する「国内旅行」とそれ以外の「海外旅行」とがあります。

3. 旅行のお申込み

当社は、会員様のご希望宿泊施設の手配旅行を、希望される所定のお申込み方法により予約のお申込みを受け付けいたします。所定のお申込み方法は電話、ファクシミリ、電子メール、インターネット、携帯電話等の通信手段をいいます。

4. 旅行契約の成立

- (1) 手配旅行契約は、会員様への書面又は口頭で契約締結の旨をお知らせしたときに成立いたします。
- (2) 当該契約の締結する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、電話等で行う場合は当該通知が会員に到着したときに成立いたします。また電磁的方法で交付する（インターネット上で受取る）ことを承諾いただける場合は、契約成立をご案内する画面が表示された時に成立するものとします。
- (3) 当社は契約成立後、速やかに電子メール、ファクシミリその他の通信手段により予約確認書をお送りいたします。又は、当該予約の予約番号をご案内を申し上げます。

5. 宿泊条件

- (1) 15歳未満の方は保護者または保護者に代わる成人の方の同行を条件とさせていただきます。但し、一部宿泊施設においてはご利用いただけない場合がございます（国内旅行・海外旅行ともに）。
- (2) 15歳以上20歳未満の方のみのご宿泊は、親権者の同意書が必要です。但し、宿泊施設が受け入れることを条件とします（国内旅行・海外旅行ともに）。

6. 情報通信の技術を利用する方法

- (1) 当社は、あらかじめ会員様の承諾を得て手配旅行契約を締結しようとするときに会員様に交付するサービスの内容、宿泊代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは会員様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録されたことを確認します。
- (2) 前項の場合において会員様の使用に関わる通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該会員様の用に供するものに限り）に記載事項を記録し、会員様が記載事項を閲覧したことを確認します。

7. 旅行代金（以下宿泊代金という）の支払い時期及び方法

宿泊代金は原則として直接、当該宿泊施設のチェックイン又はチェックアウト時にお支払いいただきます。又、これによらないお支払い期日及び方法はご契約成立時にご案内いたします。

8. 宿泊代金の変更

旅行開始前、ご利用する宿泊施設に適用される料金に変動が生じた場合、宿泊代金を変更することがあります。

9. 契約内容の変更

会員様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り会員様の求めに応じるよう努力いたします。この場合、当社は宿泊代金を変更することがあります。又、変更によって生じる宿泊代金の増加・減少は会員様に帰属するものとします。

10. 添乗サービス

当社は原則として添乗サービスには対応しておりません。ただし、特殊事情で会員様からの要請があった場合、それに要する交通費、宿泊費及び日当などの実費を別途申し受けます。

11. 予約の変更・解除と取消料

- (1) 会員様のご希望によりいつでも旅行契約を解除することができます。その場合、会員様には各宿泊施設ごとの取消・変更規定による所定の取消料をお支払いいただきます。又、同一宿泊施設に連泊の場合は一泊ごとの宿泊代金に対しての取消料金を適用いたします。
- (2) 変更・取消に関わる料金についてはご予約時にご案内いたします。又は当社会員専用のホームページに記載されていますのでご確認ください。なお、下記当社規定内容と異なる場合、ご予約時にご案内、または配信される予約通知の内容が適用となります。

取消料・変更料についての当社規定

ご予約の取消・変更（人数・日程など）にはご宿泊日を含まない3日前より取消・変更料がかかります。

【注意事項】

取消・変更が当社カスタマーセンター受付時間外及び土・日・祝日に当たる場合、翌営業日が起算日となる場合がございますのでご了承ください。

主なパターンは次の2つです。(それ以外のパターンもございます)

パターン1	パターン2
ご宿泊日を含まない3日前～前日・宿泊代金の20%	前日……………代金の20%
当日……………代金の50%	当日……………代金の80%
当日(無連絡)……………代金の100%	当日(無連絡)……………代金の100%

ご宿泊日を含まない3日前とは

日曜日	土曜日	金曜日	木曜日	水曜日	火曜日	月曜日
	←……………3日前					
	←……………2日前					
	←……………前日					
宿泊当日						

ご注意

- ※キャンペーン・特別企画などの場合は上記規定と異なる場合がございます。
- ※取消料は当社カスタマーセンターへお支払いいただきます。変更による差額代金は現地にて当該宿泊施設とご精算ください。
- ※部屋タイプ・食事などを変更する場合にも変更料が発生する場合がございます。
- ※15名以上（宿泊施設によっては10名以上）の団体でご利用の際は通常の取消・変更料金規定と異なる場合がございます。ご予約時にご案内いたします。
- ※ご利用人数の増減に伴い1部屋あたりの人員が変更になった場合、利用される方全員の代金が高くなる場合がございます。
- ※同一宿泊施設に連泊でご予約の場合、一日ごとに取消料・変更料が発生する場合がございます。
- ※緊急の場合を除き、混雑を招く恐れがありますので取消・変更を当該施設へ直接連絡するのはご遠慮ください。
- ※人員減に対する取消・変更料金は現地の当該施設にお支払いいただきますが、その際にも当社カスタマーセンターまで必ずご連絡願います。

12. 手配責任

手配旅行契約を締結した場合、当社が「善良な管理者の注意」をもって契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

13. 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合で、会員様から損害発生翌日から起算して2年以内に当社に通知があったときはその損害を賠償する責に任じます。
- (2) 会員様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関知し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は当該宿泊施設の故意又は過失により会員様が損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

14. 会員様の責任

- (1) 会員様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該会員様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) 会員様は、旅行開始後において、契約書面に記載されたサービスを円滑に受領するため、万が一異なるサービスが提供されたと認識したときには、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該サービス提供者に申し出なければなりません。

15. その他

本旅行条件説明書面とともに当社会員専用のガイドブック、又は会員専用ホームページのご利用案内を必ずご一読、ご確認をお願いいたします。又、本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（標準旅行業約款）に定めるところによります。

個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、あらかじめ登録をいただいているか、お申込みの際に同いした個人情報について、会員様との連絡、又は宿泊施設の手配・確認のためにのみ使用させていただきます。その他の目的で使用することは一切ございません。
- (2) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の会員専用ホームページでご確認ください。

株式会社ベネフィット・ワン

観光庁長官登録旅行業第1628号・一般社団法人日本旅行業協会（JATA）正会員
東京本店 総合旅行業務取扱管理者 会沢昌宏・高井麻里子 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 日本ビル9階
松山オペレーションセンター 総合旅行業務取扱管理者 林 紀子 愛媛県松山市藤原2-8-8